





# 創立50周年記念

## 事業検討委員会設置 委員長に砂川直義氏を選出

昭和二十一年(一九五三年)六月十六日、軍用地主の財産権を守ることを運動の基本目標に掲げて、市町村軍用地委員会連合会が設立されました。その後、昭和二十二年(一九五四年)八月一日に福井市村用地委員会連合会に名称変更し、更に昭和四十四年(一九六九年)二月二十八日、行政主席屋良直夫から法人設立が許可されて、社団法人沖繩県軍用地地主連合会に組織変更。そして、昭和四十七年の名称変更を経て、昭和五十九年、社団法人沖繩県軍用地地主連合会となり今日に至っています。去年六月十六日で五十年を迎えるところから、昨年十二月一日に創立五十年記念事業検討委員会を設置、創立五十年記念事業の計画の策定に具体的な実施に関する事項について調査検討を行うことになりました。



砂川直義 委員長

顧みれば軍用地関係地主は敗戦の犠牲とはいえ、先づ伝来の財産である土地を米軍によつて強奪されました。さらに帰後は、日米安保条約並びに地位協定によつて

基礎提供を余儀なくされてきた。そのように幾多の苦難と忍耐を強いられたながらも、全軍用地主の団結によりその難題を克服し、数々の軍用地問題を解決に多大な成果を挙げたのであります。

とりわけ、昭和三十一年、当時の地価相応額の地料を一括払いし、米国において「限定付土地保有権」を取ることとした政策に対し、関係地主はもとより、沖繩県は領土権侵害する由々しき問題であるとして、一斉に猛反発するとともに「島ぐるみ闘争」の結果、一括払い阻止の表現を見るに至りました。その運動経過や成果等は、沖繩県における戦後史の中でも特筆される一大偉業として評価を受けました。

業の一環として、占領初期の軍用地接収状況をはじめ、原則貫徹運動、渡米折衝、土地政策現地会議、本土復帰対策等、軍用地諸問題経過の記録並びに関係資料を集大成し、土地連三十年のあゆみ、即ち新聞集成編、資料編、通史編の全三巻が発行されました。

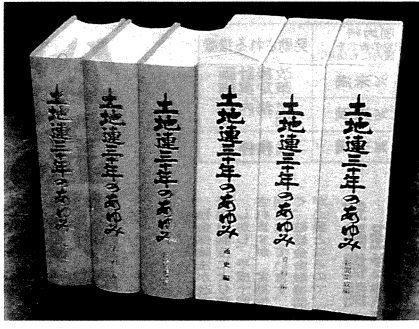
今回設置された創立五十年記念事業検討委員会の委員長として、次の五人が屋良直信会長から委嘱されました。任期は二年となっています。

- (一) 土地連役員 宮城重正(前会長)
- (二) 土地連役員 富山忠茂(監事)
- (三) 宮城重夫(顧問弁護士)
- (四) 砂川直義(前事務局局長)

なお、十二月十八日に開かれた第1回委員会において、委員長互選の結果、前事務局局長の砂川直義氏が創立五十年記念事業検討委員会委員長に選出されました。

同委員では、次の事項について検討し、今年度中に会長に答申できるように努めます。

- (一) 創立五十年記念式典及び祝賀式開催に関すること
- (二) 創立五十年記念刊行物の発行に関すること
- (三) その他、記念事業に関すること



30周年を記念して刊行された土地連三十年のあゆみ (全3巻)

創立以来初の記念式典を挙行

そして、昭和五十九年(一九八四年)三月八日、創立三十周年記念式典と祝賀会が盛大に挙行されましたが、土地連としては創立以来初めての記念式典となりました。

一方、創立三十周年記念事業

策対策 借料を 用地提供 委員会特別提

算定方法等の見直し

適正妥当な賃料を

平成十三年五月七日、学識経験者等七人の委員で構成された「提供用地借料対策特別委員会」が設置されました。任期は二年となっています。

日本国に駐するアメリカ合衆国軍隊の用に供する目的で、衆国軍隊との間の間に賃借している駐軍提供用地並びに自衛隊提供用地施設、区域等周辺所在地の地価公示価格に関する重要事項について調査審議し、賃料の適受当に算定方法について追究することをしています。

注：本表における公有地とは、種別にかかわらず市町村の所有地をいう。

平成十三年五月七日、学識経験者等七人の委員で構成された「提供用地借料対策特別委員会」が設置されました。任期は二年となっています。

特別委員会では、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づき

日本国に駐するアメリカ合衆国軍隊の用に供する目的で、衆国軍隊との間の間に賃借している駐軍提供用地並びに自衛隊提供用地施設、区域等周辺所在地の地価公示価格に関する重要事項について調査審議し、賃料の適受当に算定方法について追究することをしています。

平成十三年五月七日、学識経験者等七人の委員で構成された「提供用地借料対策特別委員会」が設置されました。任期は二年となっています。

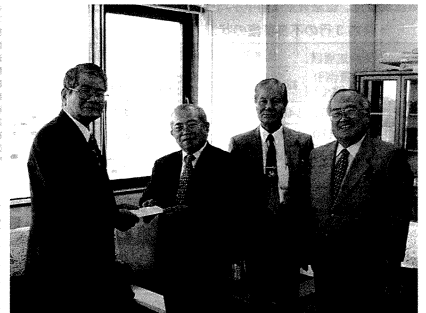
特別委員会では、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づき

日本国に駐するアメリカ合衆国軍隊の用に供する目的で、衆国軍隊との間の間に賃借している駐軍提供用地並びに自衛隊提供用地施設、区域等周辺所在地の地価公示価格に関する重要事項について調査審議し、賃料の適受当に算定方法について追究することをしています。

平成十三年五月七日、学識経験者等七人の委員で構成された「提供用地借料対策特別委員会」が設置されました。任期は二年となっています。

注：本表における公有地とは、種別にかかわらず市町村の所有地をいう。

## 人材育成に100万円



翁長理事長に100万円を寄付する屋良会長

平成十三年十二月五午後、屋良会長ら三役は、那覇市東町の沖繩県国際交流・人材育成財団を訪れ、国際性豊かな人材育成のために役立てて欲しいとして、贈呈式は理事長室で翁長理事長、屋良理事長等二人に対して行われました。

二翁理事長は、「昨年に引き続き土地連の皆さんのご厚意に感謝します。いただいたご芳志は多用な人材を育成するために有効に活用させていただきます。」と述べ、全面的に大幅直しを図る必要から、賃料算定にあたっては別紙一(※注)の賃料算定の基本額に基づくとし、特に、現行の賃料算定方法は、価値方式と生産方式が採用されているが、生産方式については現行にないもので、すべての土地について価格方式を適用するほか、施設周辺の開発が著しい地域に一部については、その全部または一部について宅地見地評価とすべきこととした。

本委員会において、これまで収集した基礎資料を基に平成十四年度における賃料算定と四年一度の賃料算定を算定すると次のとおりとなる。

種別	宅地	宅地見地	農地	農地見地	山地	林野	公有地	計
面積(km <sup>2</sup> )	4,058	49,931	6,744	613	21,209	70,949	153,504	
賃料(千円)	8,468,273	74,786,792	3,195,691	169,171	4,153,335	8,091,918	98,865,180	

たきます。一、御礼と感謝の言葉を述べられました。沖繩県国際交流・人材育成財団は、沖繩県の将来を担う有為な人材育成の観点から、創立以来出身学生に対する奨学金の貸付・給付をはじめ、海外留学助成、研究助成、在沖職業者推薦、区内大企業への就職者推薦、高校生の海外留学生派遣・同時通訳養成事業、東京・千葉・大阪の地域に学ぶ出身学生たちへの奨学金の管理運営及び語学教育の実施、また、沖繩にふさわしい国際交流・協力事業の推進に努める、といふことを基本方針としています。

因みに、沖繩県の振興開発を担う人材の育成を図るため教育・学術・文化・産業等の分野において、国内外の大学、大学院、又は研究機構等への派遣事業は、平成十二年度現在四百七十七人の実績となっています。

## 歳末たすけあい募金運動に20万円

毎年十月一日から三十日までの一ヶ月間、全者に歳末たすけあい運動が展開されています。平成十三年度共同募金運動には土地連職員が二十万円寄付しました。

# ペイオフ再延長せず 首相、4月実施を明言

小泉純一郎首相は去る十二月十日、首相官邸で自民党の山崎拓幹事長と会談し、ペイオフ(預金の払戻保証額を元本一千万円との利率とする措置)について、予定通り本年四月から実施することを明言しました。首相はペイオフについては「延期は考えず、その方針決定は十月までにはやっておかない」と述べ、山崎幹事も「自分も延長はしない方がいい」と同調しています。ペイオフをめぐるのは、地方の金融機関への配慮や一層の景気悪化

金融機関の経営状況を把握する必要がある。健康・収益性の分析、流動性の分析が重要。流動性の分析は、流動性の三つの分析が行われ、次のような指標が用いられる。①健全性分析(運用資産に対する資本等比率により資産の安全性をみるもの)②自己資本比率(注)

小泉純一郎首相は去る十二月十日、首相官邸で自民党の山崎拓幹事長と会談し、ペイオフ(預金の払戻保証額を元本一千万円との利率とする措置)について、予定通り本年四月から実施することを明言しました。首相はペイオフについては「延期は考えず、その方針決定は十月までにはやっておかない」と述べ、山崎幹事も「自分も延長はしない方がいい」と同調しています。ペイオフをめぐるのは、地方の金融機関への配慮や一層の景気悪化

区分	国際銀行(BIS)規制(国際統一基準)	国内銀行(BIS規制の概念を国内にも適用)	発動される措置
第1区分	8%未満	4%未満	改善計画実施
第2区分	4%未満	2%未満	業務内容抑制
第3区分	0%未満	0%未満	業務停止

### 金融機関の経営状況把握の必要性

ペイオフ解禁後は、市町村軍用地等地主会も、自らの公金預金の管理・運用に責任を負う責任が前提となります。このため、平時から取引金融機関の経営状況を把握し、安全と確実かつ有利な公金の管理に取り組みする必要があります。平成十三年三月、地方公共団体におけるペイオフ解禁

### インターネットによるディスクロージャーに着目

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正を図る目的で、土地連は平成十四年五月末までに、次掲げの資料をインターネットに掲げる資料できるようにする準備に着手しました。

① 志趣 ② 役員名簿 ③ 社員名簿 ④ 事業報告書 ⑤ 収支計算書 ⑥ 正味財産増減計画書 ⑦ 貸借対照表 ⑧ 財産

# 迫るペイオフ 公金防衛に万全策を 預け先厳しく選別

預金保険法が改正され、平成十四年三月までは、金融機関が破綻し、預金等の払い戻しができなくなった場合でも、預金保護制度により預金全額保護の対象となっていました。しかし、平成十四年四月から平成十五年三月まで、流動性預金(当座預金、普通預金、別段預金を指す)は、全額保護されませんが、定期預金(定期預金、貸付信託指す)は、合して元本一千万円までとその利息が保護される範囲となります。ペイオフが解禁される平成十五年四月以降は、元本一千万円とその利息を越える範囲に保護措置は対応が難しくなるので、そのための体制整備が急がれます。

県内3行の2001年9月中間決算(単位:百万円、▼はマイナス、カッコ内は前年度同期実績)

	総資金量	総総資産	経常収益	経常利益	中間純利益	自己資本比率(%)
琉球	1,346,486 (1,327,288)	1,070,873 (1,080,073)	22,582 (22,904)	579 (290)	1,938 (2,373)	9.34
沖縄	1,147,699 (1,150,522)	895,306 (888,258)	24,082 (20,983)	1,608 (▼12,240)	1,029 (▼13,584)	9.77
海銀	427,593 (412,219)	333,470 (327,714)	7,014 (7,566)	921 (849)	552 (490)	9.47

県内3行の不良債権の状況(単位:百万円、2001年9月末現在)

中間処理額(一般貸倒引当金を除く)	金融再生法開示債権(正常債権は除く)			保全率(%)		
	総額	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	危険債権		要管理債権	
琉球	4,751	140,019	35,965	54,084	49,969	74.40
沖縄	4,470	120,591	45,736	32,233	42,621	87.86
海銀	624	30,910	10,693	9,496	10,720	83.31

## もう、ご存じですね 預金保護の範囲が変わります。

**預金保険の対象金融機関**

- 銀行(日本国内に本店のあるもの)
- 信用金庫
- 信用中央金庫
- 信用組合
- 信用組合連合会
- 労働金庫
- 労働金庫連合会
- 別な仕組みで保障されます
- ※農協、漁協 ※信農連、信漁連 ※水産加工協、同連合会 ※農林中金
- ※預金保護制度とは異なる「農水産業協同組合預金保護制度」に加入しています。
- 預金保険の対象となっていない金融機関もあるぞ。
- 政府系金融機関(商工組合中央金庫) 外国銀行の日本支店 郵便
- 保険会社 ●証券会社 ●それぞれ「保険料が別途課税」と「投資者保護基金」とし、預金保護制度とは別枠で運用に加入しています。

**預金保険の対象金融商品**

- 定期預金 定期預金など [定期性のある商品]
- 通知預金 新設準備預金 貯蓄預金 掛金引当金預金 保証引当金預金 貸付預金 ビッグ等の貸付債権(元本確定元利のある金融債権)
- 当座預金 普通預金 別段預金 [流動性のある商品]
- 外貨預金 オフショア預金など 無記名預金 他人名義の預金(ポイント等の金融債権(元本確定元利のないもの) 金融債(保証引当金以外) 外国銀行の日本支店の預金 その他

預金保険では保障されません

2002年4月1日以降に、破たんした金融機関の資産の状況に応じて支払われるので、一部カットされる場合があります。

**金融機関破たん時の受取額**

- ① 預金額1,000万円以内 元本とその利息分の全額を保障
- ② 預金額1,000万円以内 ①に加え元本1,000万円までとその利息を越える分は破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります)

1,000万円とその利息は、あくまでも最低保障額になります。

適用される時間も預金によって変わります。

**平成14年(2002年) 4月4日 ペイオフ解禁**

**平成15年(2003年) 4月4日 以降**

金融債権の対象外になる預金もあるのね。

万一金融機関が破たんした場合でも、預金保険の対象金融商品については預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息は、平成14年4月以降も保護されます。なお、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。

\* 万一破たんの際に破たんした金融機関の破たんした金融機関に客寄せのためのデータ整備が義務づけられています。このため、金融機関から法人の設立日、個人の生年月日等の開示が行われることがありますのでご留意をお願いします。

(注) 預金保護制度の適用範囲については、平成十四年三月三十一日までに救済金融機関から預金保護機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

より詳しい情報は、ホームページでご覧いただけます。金融庁 <http://www.fsa.go.jp/> 預金保護機構 <http://www.dic.jp/> 貯蓄保護機構 <http://sior.or.jp/> 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/> 政府広報 金融庁